

昭和学院短期大学保育士課程保育実習規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 25 年 5 月 8 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学人間生活学科こども発達専攻における保育実習に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「保育実習」とは、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号に基づいて実施する実習をいう。

(目的)

第 3 条 保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基盤とし、これらを総合的に実践する能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

(実習委員会)

第 4 条 保育実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 実習委員会は実習実施体制を円滑に行なうための諸事務を取り扱う。

(実習実施体制)

第 5 条 実習(保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ)は実習施設の長に、その任を委嘱する。

2 実習施設で直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習指導担当者として委嘱する。

3 実習生の受け入れについては、実習施設の保育実習担当責任者に保育実習受託願及び派遣計画を提出して打ち合わせを行い、施設長の承諾を得て、実習施設の実施計画に従い、保育実習に関わる実務指導を受け、その評価を得る。

4 実習施設への指導教員の派遣は、実習施設との連携を密にするものとするものであり、「保育実習」の担当者を中心として、実習委員会が分担して行う。

(単位数)

第 6 条 実習単位数は、次のとおりとする。

一 保育実習Ⅰ 4 単位

二 保育実習Ⅱ 2 単位

三 事前及び事後指導

ア 保育実習指導 1 2 単位

イ 保育実習指導Ⅱ 1 単位

(実習施設)

第 7 条 実習施設は以下のとおりとする。

一 保育実習Ⅰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 1209001 平成 15・12・9)の別紙 2「保育実習実施基準」第 2 の実習施設(第 3 欄)の備考 1 の(A)に定める施設

二 保育実習Ⅱ 保育所

(履修年次)

第 8 条 実習の履修年次は以下のとおりとする。

一 保育実習 1 1 年次後期及び 2 年次前期

二 保育実習Ⅱ 2 年次後期

(履修資格)

第 9 条 「保育実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

一 卒業後、保育士として就業することを志望する者

二 「保育実習指導」を履修した者

三 実習直前に実習施設が行う「事前打ち合わせ会(オリエンテーション)」に出席し、施設参観に加えて、実習施設の長の講話を聴くこと。但し、次に該当する者はこの限りではない。

ア 忌引・病気のため事前に届け出・診断書を提出し、実習施設長の下承を得た者。

イ 急病・交通事情等によりやむを得ず欠席し、その事由について実習施設長が正当と認められた者。

(成績評価)

第 10 条 実習の成績評価は、実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑 則)

第 11 条 保育実習の実施に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。